

積丹町産業交流雇用対策推進施設（岬の湯しゃこたん）民間譲渡等に関する基本協定書（案）

積丹町（以下「甲」という。）と ○○○○○○（以下「乙」という。）は、積丹町産業交流雇用対策推進施設（岬の湯しゃこたん）の民間譲渡等に係る公募型プロポーザル方式により選定された事業者の実施事業（以下「本事業」という。）に関して、次のとおり基本協定（以下「協定」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 募集要項 甲が本事業に関して令和3年7月30日に公表した募集要項をいう。
- (2) 応募関係書類 乙が本事業に関して甲に提出した管理経営に関する事業計画書等をいう。
- (3) 町有財産譲渡契約書 本事業に関して甲乙が締結する譲渡契約書をいう。
- (4) 土地使用貸借契約書 本事業に関して甲乙が締結する使用貸借契約書をいう。

（目的）

第2条 本協定は、本事業を対象とした公募型プロポーザルにより、本事業の実施を担う者として乙が選定されたことを確認し、本事業の誠実な実施を約するため必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（本事業の履行）

第3条 乙は、積丹町産業交流雇用対策推進施設（岬の湯しゃこたん）の有効かつ長期活用と本町の地域の活性化への貢献の重要性を深く認識し、募集要項に従い甲に提出した応募関係書類の各項目を誠実に遵守しなければならない。

2 第1項に規定するほか、乙は、本事業の実施にあたり甲から協力を求められた場合、その趣旨を尊重しなければならない。

（町有財産譲渡契約書及び土地使用貸借契約書の締結）

第4条 甲と乙は、この協定を約するため、町有財産譲渡契約書及び土地使用貸借契約書を締結する。但し、契約の締結については、それぞれの契約条項により積丹町議会の議決を要する。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、町有財産譲渡契約書又は土地使用貸借契約書の効力が終了した日を終期とする期間とする。

（誠実協議）

第6条 この本協定に定めのない事項について必要が生じた場合又は疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙は誠意をもって協議により解決するものとする。

